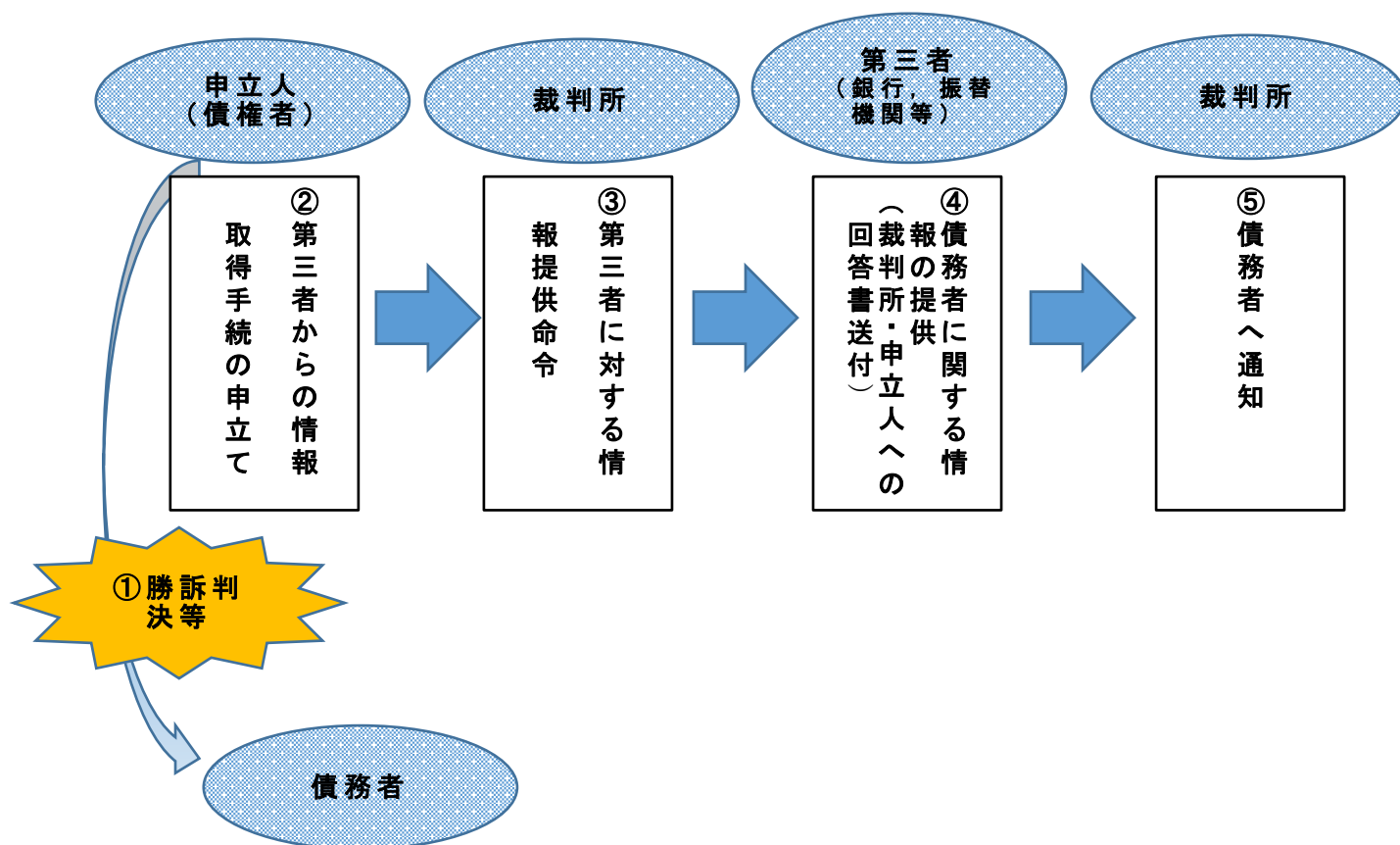


債務名義に基づく預貯金債権等の情報取得手続の流れ



勝訴判決等の債務名義を有しているあなた《申立人（債権者）：以降、あなたのことを申立人又は債権者と記載します。》に対し、《債務者》が命じられた金銭を支払ってくれないので、申立人が、《債務者》の債権を差し押さえるため、《債務者》の《第三者（銀行等・振替機関等）》に対する預貯金債権や債務者が有する振替社債等の情報を、裁判所の第三者に対する情報提供命令により得ようとする手続です（民事執行法207条1項）。この手続は、強制執行を実施しても完全な弁済を得ることができなかった場合や、知っている債務者の財産に強制執行を実施しても、完全な弁済を得ることができない見込みである場合に申し立てることができます。

なお、第三者は、当該情報取得手続により情報の提供を行った場合、報酬及び必要な費用として2,000円請求することができます。申立人は、郵

(預貯金)

便料とともにこの報酬及び必要な費用を裁判所に民事執行予納金として納めていただく必要があります。